

君津富津広域下水道組合
公営企業会計システム導入支援業務委託
仕様書

君津富津広域下水道組合

第1章総則

(適用)

第1条 本仕様書は、君津富津広域下水道組合（以下「委託者」という。）が実施する、君津富津広域下水道組合公営企業会計システム導入支援業務委託（以下「本業務」という。）について、受託者が行う必要な作業の仕様を定めるものである。

なお、本仕様書は公募型プロポーザルの実施にあたり必要最低限の仕様を定めたものであり、仕様書の内容を満たし委託者にとって有益な提案も認めることとする。

(目的)

第2条 本業務は、委託者が経営する君津富津広域下水道組合公共下水道事業に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を平成32年度当初から適用するにあたり、機能・操作性に優れた公営企業会計システムを導入し、事業の適正かつ効率的に当該業務の履行に最も適した事業者を決定する。

(法適用の概要)

第3条 法適用の概要は次のとおりとする。

法適用事業会計：公共下水道事業会計

法適用対象事業：公共下水道事業

法適用予定日：平成32年4月1日

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は次のとおりとする。

履行期間：契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで

(準拠する法令等)

第5条 本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、次に示す関係法令・規程等に準拠して行なうものとする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- (3) 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）
- (4) 地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (7) 地方財政法（昭和23年法律第109号）

- (8) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）
- (9) 消費税法（昭和63年法律第108号）
- (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (11) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (12) 下水道事業に係る繰出基準及び同運用通達
- (13) 地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成27年1月総務省）
- (14) 地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル（平成27年1月総務省）
- (15) 下水道事業における公営企業会計導入の手引き（公益社団法人日本下水道協会2015年版）
- (16) 君津富津広域下水道組合下水道条例（昭和63年条例第4号）
- (17) 君津富津広域下水道組合下水道条例施行規則（平成元年規則第2号）
- (18) 君津富津広域下水道組合財務規則（平成5年規則第2号）
- (19) 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例及び個人情報保護条例施行規則
- (20) その他関係法令、例規、規定等

（業務計画）

第6条 本業務を実施するに当たり、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者通知書及び従事者名簿（管理技術者、担当技術者）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他委託者が指示する書類

（管理技術者、担当技術者）

第7条 受託者は、管理技術者、担当技術者をもって、業務を実施させるとともに、本業務の特質を考慮し、企業会計、下水道事業のそれぞれの業務について、精通し、十分な技能と経験を有するものでなければならない。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められたとき、委託者は受託者に対して担当者の変更を求めることができる。

（打合せ協議）

第8条 受託者は、本業務の実施前及び実施中における主要な業務打合せにあたっては、必ず管理技術者を同席させ、委託者と十分に協議するものとする。

- 2 前項の協議内容について、受託者は「打合せ記録簿」をその都度作成し、委託者と受託者で確認の上、それぞれ1部ずつ保有するものとする。
- 3 本業務の実施中、本業務で検討した内容をわかりやすくとりまとめ、進捗状況を委託者に報告することとする。

(再委託の制限)

第9条 受託者は、委託者との業務契約内容については全部を一括して第三者に委託してはならない。受託者が、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

2 前項の場合、受託者は当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(損害賠償)

第10条 受託者は、本業務に伴い生じた事故及び第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負い、事故内容を遅滞なく委託者へ報告するものとする。なお、損害賠償等の請求があった場合は、一切の処理を受託者の責任において行うものとする。

(貸与資料の取り扱い)

第11条 委託者は本業務に必要な資料を受託者へ貸与するものとする。

2 受託者は貸与された資料について紛失や破損等のないよう十分注意して管理を行うとともに、業務終了後は速やかに返還するものとする。

3 受託者は貸与された資料を万一紛失、もしくは破損した場合は委託者に報告のうえ、受託者の責により原状復帰するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 受託者は、本業務の実施に当たり取り扱う個人情報に関して君津富津広域下水道組合個人情報保護条例に基づき、細心の注意を払って取り扱うものとする。

(守秘義務)

第13条 受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

(疑義)

第14条 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、常に委託者と密接な連絡をとるものとし、本仕様書及びその他の規程等に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

(検査)

第15条 受託者は業務が完了した際には業務完了検査を受けるものとし、検査完了合格をもって業務を完了するものとする。

(支払い)

第16条 委託者は、前条の検査を実施し受託者が合格した場合は、契約書で定める金額を支払うものとする。

(成果品の帰属)

第17条 本業務の成果品やデータ等に関する所有権は委託者に帰属し、受託者は委託者の承認を受けずに第三者に公表、貸与又は使用してはならない。
ただし、システム等のプログラムに関する著作権は除くものとする。

(成果品の瑕疵)

第18条 本業務で納品された成果品について、完成検査後に瑕疵が発見された場合は、委託者と協議のうえ受託者の責任と費用負担においてこれを是正することとする。

第2章 公営企業会計システム構築

(業務内容)

第19条 下水道事業への地方公営企業法適用にあたり、公営企業財務会計業務を適切かつ効率的に実施するための公営企業会計システムの構築及び導入を行う。

(機能要件等)

第20条 本システムの基本機能は次のとおりとする。

- (1) 予算編成機能
- (2) 予算管理機能
- (3) 予算執行機能
- (4) 日次・月次管理機能
- (5) 会計管理機能
- (6) 消費税申告機能
- (7) 決算調製機能
- (8) 決算統計作成機能
- (9) 固定資産管理機能
- (10) 企業債管理機能

(出力機能)

第21条 出力機能(日常帳票、予算勘定管理、決算事務)は以下のとおりとする。なお、外部ファイルへの出力は、伝票・帳票等は結果を任意の出力項目で外部ファイルに出力するものとし、出力ファイル形式は、PDF形式、CSV形式およびエクセル形式とする。

- (1) 予算管理及び資金管理に必要な各種帳票の出力ができること。
- (2) 日常の会計処理に必要な各種帳票の出力ができること。
- (3) 月次決算処理に必要な各種帳票の出力ができること。
- (4) 予算編成関連、期末決算関連に必要な各種帳票の出力ができること。
- (5) 消費税計算に必要な各種帳票の出力ができること。
- (6) 全ての帳票は事業ごとの集計が可能であること。

(調達内容)

第22条 本業務にて導入するシステム及びライセンス数等は次のとおりとする。なお、クライアントPCやプリンタは庁内既設のものを使用するものとする。

公営企業会計基本ライセンス 22ライセンス

企業債管理ライセンス 1ライセンス

(調達内容の詳細)

第23条 調達内容の詳細は次のとおりとする

(1) システム要件

- ①WEB環境で動作するシステムであること。
- ②「地方公営企業法」等の関係諸法令に基づいたシステムであること。
- ③全国の自治体で広く採用されているパッケージソフトウェアであること。また、5団体以上の下水道事業での公営企業会計システムの稼働実績を有するシステムであること。
- ④平成26年度施行の地方公営企業新会計制度に対応したシステムであること。
- ⑤システムの利用に際しては、専門知識がなくても容易に操作及び運用が可能なものとする。
- ⑥受託者自身が開発・販売を行うシステムであること。
- ⑦その他、本業務で導入する公営企業会計システムに求める要件は別添2「君津富津広域下水道組合公営企業会計システム導入支援業務委託詳細要求書」のとおりとする。
- ⑧将来の拡張性を考慮し、5年間の使用に耐え得る能力及び仕様であること。
- ⑨運用時間は、原則24時間365日とすること。
- ⑩下水道事業会計処理システム等のデータのバックアップについては、自動バッチ処理等により、君津富津広域下水道組合職員の操作なしに実行可能であること。
- ⑪個人情報保護及びセキュリティ対策に配慮したシステムとすること。
- ⑫システム稼動前後については、職員研修やシステム運用面で充実した支援体制を講じられることが可能であること。また、稼動後のアフターサポートについては、直接、現地に訪問すること。
- ⑬経費の二重投資等を防止し、無駄のない経済的な構築を行うこと。

- ⑭構築時点での最新機器を導入するよう努めること。
- ⑮システム等にセキュリティホールが発見された場合は、速やかに対策プログラムを適用すること。

(2) ハードウェア要件

①サーバ (1台) : ラックマウント型

装置搭載スペースは②無停電電源装置、③バックアップ装置と合わせて4U以下であること。

OS	WindowsServer2016
CPU	Xeon® プロセッサー E3-1220v6 (3GHz / 8MB / 4 コア) 以上
メインメモリ	8GB 以上
HDD	実質容量 300GB 以上
RAID	RAID1 以上
内蔵装置	DVD-R

②無停電電源装置 (1台) : ラックマウント型

停電時に、システム及びサーバが安全にシャットダウンできるだけのスペックを満たしていること。

③バックアップ装置 (NAS1台) : ラックマウント型

実容量 1TB 以上 (RAID1) のバックアップデータが保存できること。

④その他必要な機器等

上記仕様に記載されていないもので提案システムを稼働させるために必要なものについては、上記に含めること。

⑤ハードウェア保守

サーバ機器、無停電電源装置については保守を行うものとする。また、そのための経費を見積額に含めること。また、保守についても現地対応ができる保守体系とすること。

⑥見積対象外の機器等

クライアントPC及びプリンタ、ラックおよびKVM装置は既設のものを利用することとする。参考までに、各装置のスペックを以下に示す。ただし、実際に利用するクライアントPCのバージョン及びスペックは、本稼働まで、又は保守期間中に変更されることがある点に留意すること。

【クライアントPC】

- ・ OS : Windows7,8,10
- ・ CPU : Intel Core i3 以上
- ・ HDD : 300GB 以上
- ・ メモリ : 4GB 以上

【プリンタ】

リコー製プリンタ（型式SP6420及びSPC750）

【ラック】

富士通製 19 インチラック PG-R4RC3

【KVM装置】

PG-R1DP3

4chCRT/KB

切替器1台内蔵可能

ただし、KVMケーブルについては、受託者にて手配すること

(3) ソフトウェア

その他システムを稼働させるために必要なソフト

（クライアントにインストールする必要があるソフトウェアがある場合は、有償・無償を問わず、当該ソフトウェアを構築事業者にて準備してください。）

(4) システム導入に関する作業

①システムインストール

公営企業会計システムを使用する庁舎既設置パソコンに対して、公営企業会計システム及び関連するソフトウェアのインストール及びセットアップを行うこと。

②データ構築・データ移行

ア システムを稼働させるために必要なデータ構築を行うこと。なお、導入する公営企業会計システムが稼働するために必要なマスタ等については、委託者と協議のうえ、受託者にて作成すること。

イ 固定資産台帳システムに、固定資産台帳データを移行すること。データ移行についての疑義がある場合は、その都度確認の上、作業を進めること。

ウ 企業債台帳データを移行すること。（平成30年度末194件）

③その他必要な関連機器、ソフトウェア等については、過不足なく選定すること。

④システムインテグレート

打ち合わせ、SE派遣、教育研修等システム導入に併せて、必要な事項を実施すること。

⑤機器搬入設置・現地調整

ア 調達された全ての機器が正常に動作する状態で、君津富津広域下水道組合が別途指定する設置場所に納入・設置すること。また、サーバ及び周辺機器の設置については、情報担当部署の職員の指示に従うこと。

イ 調達機器の搬入時には、施設の破損を予防するための養生等を適切に行うこと。養生等にかかる費用は受注者の負担とする。

ウ 設置においては、別途指定するネットワーク、サーバ等との間の配線・接続、それに必要な設定及び動作確認を行うこと。

- エ ホスト名、IP アドレス等の設定については、職員の指示に従うこと。
- オ 機器のセッティングに必要な接続ケーブル、UTP ケーブル等の部材は受注者側で用意すること。
- カ 原則、平日の 9 時から 17 時までに作業を行うものとし、職員の執務に極力影響を及ぼさないように作業を実施すること。

⑥調達機器のセットアップ

- ア 庁内 LAN のネットワークに接続して設定する必要がある作業については、君津富津広域下水道組合が指定する場所で行うこと。
- イ 上記以外でも、今回調達する機器を適正に運営するために必要な事項及び当然に実施すべきと判断される事項があれば、君津富津広域下水道組合の確認のうえ作業を行うこと。

⑦研修

君津富津広域下水道組合の職員を対象として、今回調達する、下水道事業会計処理システム等の操作研修を実施すること。

- ア 研修資料の作成の経費については受注者の負担とする。
- イ 研修に使用する部屋、クライアント等については君津富津広域下水道組合で用意する。
- ウ 研修の内容は、会計システムについては 2 回、固定資産、企業債管理システムについては、各 1 回実施するものとする。また研修の内容及び時間については、受注者が必要と思われる内容及び時間の設定をすること。

⑧バックアップ

下水道事業会計処理システム等データのバックアップについては、自動バッチ処理により、君津富津広域下水道組合職員の操作なしに実行可能であること。また、バックアップ装置にも、下水道組合職員の操作なしに自動的にバックアップができること。

⑨電源の障害発生時のサーバの停止・シャットダウン

電源の障害発生時に、今回調達する無停電電源装置と連携して安全にサーバを停止・自動シャットダウンできること。

⑩上記以外で公営企業会計システムが本稼働するまでに必要な作業を行うこと。

(5) 保守

システム稼働開始から 60 ヶ月の間、納入システムの保守を行うこと。ただし再リリースの可能性もある。

①ハードウェア以外の保守要件

ア アプリケーション保守

年 1 回以上のシステムバージョンアップを行うこと。

また、法改正等によりシステム機能が陳腐化する場合に、未然に改修を行うこと。

②障害時保守

ア 作業内容

- 障害時保守は、通常勤務時間を原則とするが、障害の内容に応じて、システム停止日又はシステム停止時間帯に作業を実施すること。
- ソフトウェアの障害箇所の特定及び原因除去のために適切な対処をすること。なお、君津富津広域下水道組合の取扱いに起因する障害の場合、予防のためのユーザ指導・助言を行うこと。
- ソフトウェアの障害回復後の正常動作確認をすること。
- 原則として、オンサイトでの保守作業とする。

イ 障害回復

- 君津富津広域下水道組合からの作業指示後、速やかに復旧作業に着手すること。
- 到着後、速やかに作業開始とするが、回復に概ね2時間以上を要する見込みであるときは、君津富津広域下水道組合の職員に連絡し指示を仰ぐこと。
- 障害時保守における作業が完了した場合、君津富津広域下水道組合の職員に完了報告を行うこと。

③サポート体制

ア 君津富津広域下水道組合担当 SE がやむを得ず交替する場合は、速やかにシステム内容等の引き継ぎを行い、従前と同等のサポートを保証すること。

イ ソフトウェアのサポートは、維持管理及び運用に必要なアップデートやバージョンアップ等を保証すること。また、アップデートやバージョンアップ等があった場合は、速やかに対応すること。

④運用サポート要件

ア OS、バックアップソフト、下水道事業会計処理システム等に係る質問等に対し、電話やメールによる支援を行うこと。なお、必要に応じ、オンサイトでの支援を行うこと。

イ システム使用者を対象とした下水道事業会計処理システム等に関するサポート窓口を用意すること。

ウ サポート窓口の対応時間は、障害発生時等を除き、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。連絡方法は、電話、電子メール、FAXとする。

エ システムの維持・管理のために助言、相談、支援、情報提供等を積極的に行うこと。

(スケジュール)

第24条 本システムの構築スケジュールは、次のとおりとする。

本システム導入期限：平成31年2月28日(木)まで

システム稼働開始：平成31年3月1日(金)から

(職員研修会の実施)

第25条 受託者は、システム操作・運用を行うために必要な研修会を実施すること。なお、研修回数、研修時期、研修内容等については、発注者と協議により決定すること。

第3章 成果品

(成果品)

第26条 本業務における成果品は次のとおりとし、納入場所は君津富津広域下水道組合とする。成果品のデータ形式については協議の上、委託者が指示によるものとする。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 打合せ記録簿 1式
- (3) 研修会資料 1式
- (4) 公営企業会計システム（操作マニュアル含む） 1式
- (5) 協議の上必要となる資料等 1式

以上